

能美市立寺井中学校いじめ防止基本方針

1. いじめの問題への基本姿勢

(1) 学校をあげた積極対応

- ・校長をトップとする「いじめ問題対策チーム」を常設し、『いじめを見逃さない学校』づくりを推進する。
- ・警察や児童相談所等の外部機関及び家庭や地域との連携を図り、『風通しのよい学校』づくりを推進する。
- ・いじめの問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整える。

(2) 平時からの基本姿勢

- ・いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全職員が十分理解する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底する。
- ・生徒一人ひとりを大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- ・定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全職員で共有する。

2. いじめの理解

(1) いじめを捉える視点（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

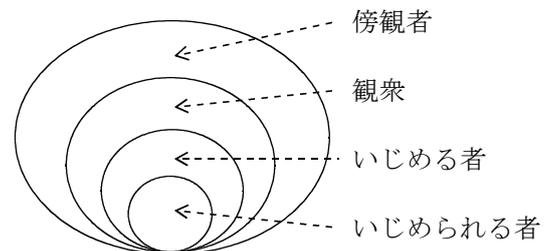
（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 「いじめは笑いに隠される」

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



(4) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当するを見えにくくしている場合があり、生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【 いじめの態様 】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【 犯罪に該当する可能性がある行為について 】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」（刑法第208条）
- ・顔面を殴打しアゴの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」（刑法第204条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」（刑法第222条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」（刑法第223条）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝罪」（刑法第236条）
- ・教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」（刑法第235条）
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」（刑法第249条）
- ・自転車を故意に破損させる → 「器物損壊罪」（刑法第261条）

- ・校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「名誉毀損罪」(刑法第230条)・「侮辱罪」(刑法第231条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」(刑法第176条)
- ・生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「児童ポルノ提供罪」(児童買春・児童ポルノ禁止法第7条)

3. いじめの未然防止

- (1) わかる授業づくり
「寺井中スタンダード」の授業スタイルにもとづき、「学び合い」学習を取り入れた生徒参加型の授業を何れの教科でも構築し実践する。
- (2) 道徳教育や人権教育等の充実
24の内容項目をバランスよく配置した計画的な道徳授業の実践を努めるとともに、魅力的な教材開発や「心のテーマ」にもとづいた道徳教育を推進する。
- (3) 規範意識の育成
教職員の共通理解のもと、「授業を高める7か条」を意識した授業規律の遵守とともに、「寺井中スクールライフスタンダード」にもとづく適切な学校生活の過ごし方を例示し、その指導と実践に努める。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組
「生徒指導の三機能」の共通理解のもと、学校教育活動全体において推進する。
- (5) 生徒会が中心となる取組
毎日のTRI(あいさつ運動)活動を生徒会、全学級が協力して行う。また、人権週間においては「人権」をテーマに関連した集会や取り組みを行う。
- (6) 体験活動を取り入れた取組
地域の人材を活用した「体験学習講座」や地区生徒会を中心とした「クリーンデー」への取り組み、弁当ボランティア(高齢者宅訪問)などの体験活動の充実を図る。
- (7) 生徒が主体的に活動する取組
行事においては、必ず生徒リーダーを据え各活動に取り組む。また、一人一役を視点においた活動も取り入れ、生徒全体の参画意識の高揚に努める。その他、月別での学年目標等を生徒自身が設定して啓発する。
- (8) 家庭や地域と連携した取組
PTA組織との連携を図り、個人懇談会や学年懇談会、地区懇談会など各会合において、学校の現状や調査結果等を周知する。また、保護者の方を対象とした講座を開催し、いじめ等の課題意識の啓発に努める。

4. いじめの早期発見

- (1) 小さなサインを見逃さない取り組み
日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。また、生活ノート等を活用して生徒理解に努めるとともに、教職員相互の情報交換を大切にする。

***** 学校でわかるいじめ発見のポイント *****

いじめられている生徒が学校で出すサイン	
場面/機会	観察の視点 (いじめられている可能性がある場合に見られる変化)
登校・朝礼時	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻、欠席が増えたり、始業時刻ぎりぎりの登校が多くなったりする。 ・表情がさえず、うつむきがちである。 ・あいさつの声に元気がない。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・遅れて教室に入ってくる。 ・教科書やノート、持ち物をはじめ、机・いすなどが乱雑な状態である。 ・発言に対し、冷やかしかや冷笑・嘲笑、しらけなどが見られる。 ・係や委員、代表の選出などに対し、冷やかしか半分の名前が挙がる。 ・グループ活動などで孤立していることが多い。 ・頻繁に保健室に行くようになる。 ・泣いていたような気配がある。周囲が何となくざわついている。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・特に用事もないのに職員室にきたり、職員室前をうろうろしたりしている。 ・訳もなく階段や廊下を一人で歩いていることが多い。 ・遊びの中で孤立しがちであったり、いつも同じ役をやらされたりしている。 ・特別仲良しではないのに、行動を共にしている場面が多い。

給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物にいたづらをされる。 ・その子が配膳をすると嫌がる。 ・グループなどで食べるとき、席が離れていたり、孤立したりしている。 ・デザートなど、好物を譲っている場面を度々見かける。
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ・最後まで一人です。 ・目の前にゴミが捨てられている。 ・その子の机やイスが動かされず残っている。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服の汚れや髪の毛の乱れ、顔や体に傷がある。 ・部活動を休むようになる。 ・異常に急いで帰宅しようとする。 ・用事がないのに学校に残っている日がある。

その他、注意を要する生徒の様子	
様子など	観察の視点 (いじめられている可能性がある場合に見られる変化)
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ・活気がなくおどおどしている。視線を合わせない。 ・独り言を言ったり、急に大声を出す。 ・手遊びなどが多くなる。
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書やノートなどに、落書きなど、いたづらをされている。 ・持ち物を隠される。紛失する。 ・刃物など、危険なものを所持する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・日記や作文などに気になる表現や描写などが見られる。 ・教材費など集金の提出が遅れる。 ・インターネットや携帯電話の掲示板などに誹謗中傷を書き込まれる。

※上記の2つの表は顕著な変化として挙げてある一例であり、個々のケースにおける観察が必要。
詳細は、「石川県いじめ防止基本方針」「能美市いじめ防止基本方針」を参照

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・いじめアンケート (年3回実施)
- ・Q-Uアンケート年2回実施 (6月・11月)
 ※「ヘルプシグナル」となるアンケート項目の掌握とともに、担任のみならず学年全体として迅速な対応を図る。

(3) 教育相談体制の充実 ※「管理運営計画」10. 教育相談計画を参照 (P42)

- ・週一回の定例会議の開催
 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、通級教室担当、
 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー
- ・アンケート調査や生徒理解強化月間などの計画、提案
- ・「Heart to Heart (お手紙大作戦)」の企画及び実施 など

(4) いじめ防止のための年間計画

学期	いじめ防止の取り組み	学校全体にかかわる活動	日常活動
一学期	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策会議① (現状把握、計画) ・Q-Uアンケート実施① ・メディアリテラシー講習会 ・いじめアンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解月間 (個人面談) ・Heart to Heart (手紙作戦) ・地区懇談会 ・個人懇談会 ・学年会 (情報交換/Q-U検討) ・校内研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の観察による生徒理解 ・生活ノートを活用した生徒理解 ・各種書類による生徒理解 ・職員間の情報交換 ・保護者との連携 ・地域との連携 ・外部機関との連携 ・スクールカウンセラーとの連携 ・生徒指導サポーターとの連携 ・いじめ対応アドバイザーとの連携 ・いじめの未然防止の取り組み ※前述3-(1)~(8)参照
二学期	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策会議② (具体的な取り組み/成果) ・Q-Uアンケート実施② ・いじめアンケート実施 ・人権週間の取り組み (生徒会主催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解月間 (個人面談) ・Heart to Heart (手紙作戦) ・学年懇談会 ・個人懇談会 ・学年会 (情報交換/Q-U検討) ・校内研修会 	
三学期	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート実施 ・いじめ問題対策会議③ (総括、次年度に向けて) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 (3年) ・学年会 (情報交換) ・小中連絡会 	

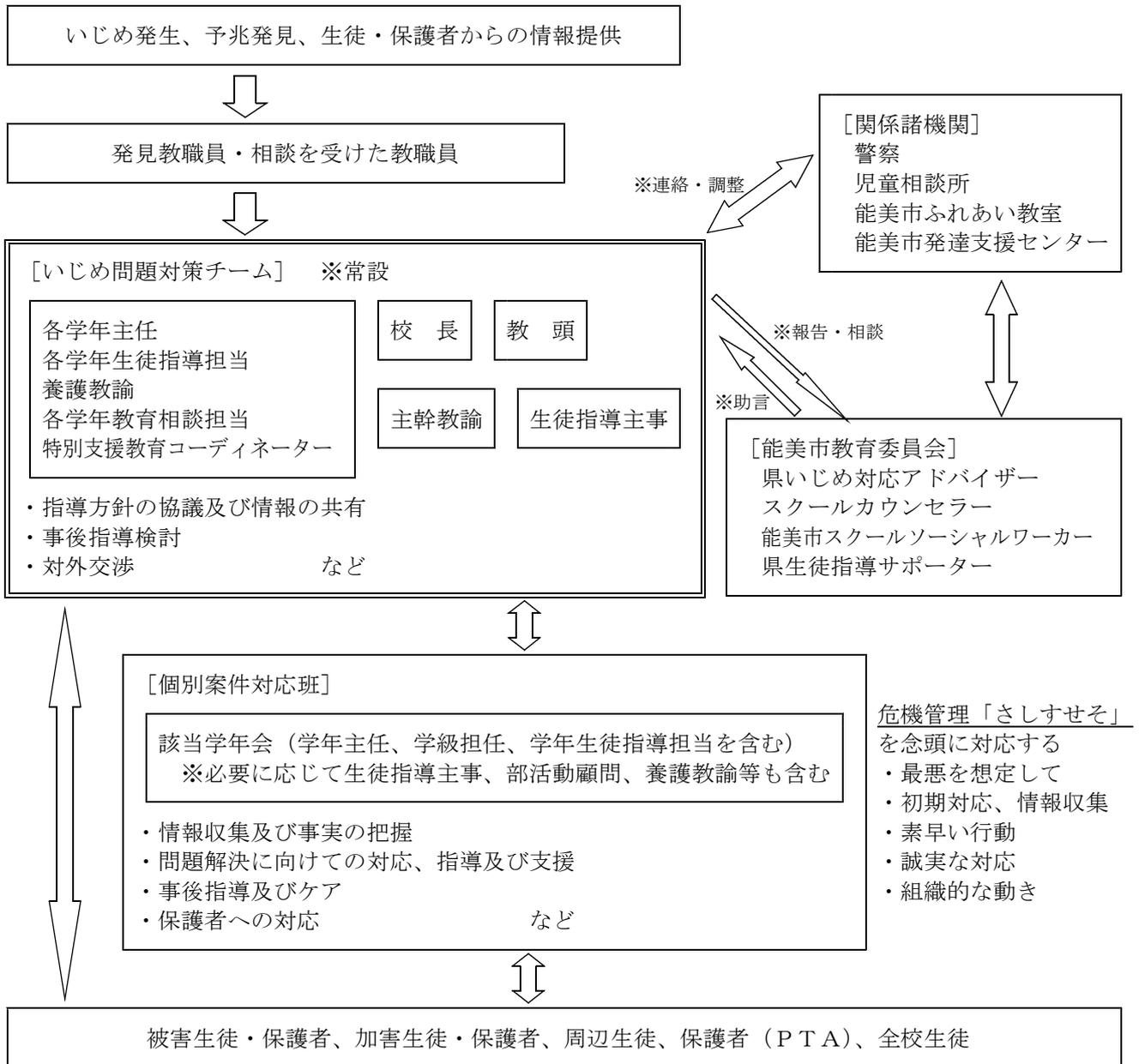
5. いじめに対する措置

(1) いじめに対する組織的対応

いじめ防止等のため、県および市の方針を踏まえた本校「いじめ防止基本方針」に従い、以下の「対応組織図」にもとづいて、常設する「いじめ問題対策チーム」を中核として対応にあたる。その際、市教育委員会および関係機関とも適切に連携し、実情に応じた対策を推進する。

また、当該チームは、基本方針の策定や見直し、各取り組みの計画的な実践状況の把握などのチェックやケースの検証等、いじめの防止の取り組みについてP D C Aサイクルで検証する役割も担う。

***** いじめ発生時における対応組織図 *****



(2) 生徒や保護者への対応 《学校の対応》

いじめられている側への対応

- ・必ず守り通すという姿勢を見せ、安心させる。
- ・一人で悩まず、誰か（親、教師、友人など）に相談すべきことを十分指導する。
- ・冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・背景を捉えない安易な解決法で終了することなく、その後の行動や心情など経過を見守る。
- ・いじめられている子どもを守り通す観点から、緊急避難的な対応についても考慮する。

【保護者に対して】

- ・必ず真剣に受け止め、誠意ある対応を心がける。（小さな変化を決して見逃さない体制。）
- ・早急な話し合いの場を持ち、迅速に対応すること。

- ・学校が把握している実態や指導の経緯等を隠さず保護者に伝える。
- ・必要に応じて緊急避難的な欠席等も認めることを伝える。
- ・解決するまで継続的に保護者と連絡をとっていく見通しを確認する。

いじめている側に対して

- ・いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、人間として絶対に許されない行為であることを伝え、いじめの行為をすぐにやめさせる。
- ・当事者だけでなく、周辺の生徒からも事情を聞き、正確な事実と実態の把握に努める。
- ・いじめは犯罪行為（法に反する行為）であるという認識を理解させる。
- ・いじめが陰湿化し、潜行する可能性も念頭におき、適宜必要な指導を継続して行う。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理を十分理解し、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気よく、継続して行う。

【保護者に対して】

- ・事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、苦しみや悲しみに気づかせる。
- ・学校が仲介役になり、いじめ解決の為、双方の保護者同士が連携し合う必要を伝える。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示す。
- ・子どもの変容を図るため、子どもとの関わり方や家庭教育の見直しについて一緒に考え、具体的な助言を行う。

その他

- ・子どもたちの中から（集団として）自主的にいじめ撲滅を目指す取り組みの実践を図る。
- ・一定の限度を超え、悪質かつ極めて犯罪性の高い場合に於いては、学校秩序の維持及び他生徒の安全確保等の観点から、十分な議論のもと「出席停止」等の指導措置をとることも考えられる。

6. インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 「ネットいじめ」の特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短時間で極めて深刻なものになる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にでき、悪用され易くなるだけでなく、回収することが困難であり、不特定多数からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、利用状況やいじめの実態を把握することが難しい。
- ・グループチャット機能のあるアプリ使用の場合、グループから外されるという行為が散見される。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・生徒が悩みを抱え込まないように、学校内に生徒が相談しやすい環境をつくる。（相談体制の充実）
- ・生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・「ネットいじめ」についての理解を、教職員のみならず保護者においても深められるようにする。
- ・平成25年度設定された「寺井中ネットルール」を遵守する。また、家庭においても推進する。

(3) 「ネットいじめ」の対応について

- ・より速やかで適切な対応を心がけ、保護者や関係機関との連携を大切にする。
- ・被害、加害生徒の双方からの十分な聞き取りを行い、事実関係を明確にするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導を重視する。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、実情に応じてプロバイダに対しての削除依頼や必要に応じて警察等の関係諸機関への協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 削除依頼の手順等について

※県及び市の「いじめ防止基本方針」の当該手順に沿って適切に対応する。（県：P 29、市：P 28 参照）

7. 家庭・地域の役割

(1) 家庭・地域を含めた連携

生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるとき、いじめを受けたと思われる生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

(2) 保護者の責務

保護者の責務等については、いじめられている子ども、いじめている子どもそれぞれへの適切な対応が考

えられるが、「法」にあるように、以下の点にも留意する必要がある。 ※法=いじめ防止対策推進法

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）
- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。（「法」第9条第2項）
- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条第3項）

8. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかに、市教育委員会または学校のもとに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが大切である。

また、重大事態発生により、被害生徒だけでなく、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。また、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

(3) 重大事態の調査

学校が調査主体の場合

- ・市教育委員会の指導、助言のもと、速やかに学校のもとに、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・調査の実施にあたっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢は重要である。
- ・これまでに学校で先攻して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行う。

市教育委員会が調査主体の場合

- ・学校は市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告

- ・学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明するなどの措置は必要である。
- ・学校に係る調査結果については、市長に報告する。また、いじめを受けた生徒又はその保護者の希望により、生徒又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

※学校は、調査結果を踏まえ、重大事態の対処と同様に事態発生の防止のための必要な措置を講ずる。